

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 17 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称カブシキガイシャサンリーク

株式会社 サンリーク

住所

大阪市淀川区宮原1丁目19番23号

フリガナ 代表者氏名ダイヒョウトリシマリヤク ナカダ マサユキ

代表取締役 中田 正

電話番号

06 - 6395 - 6801

FAX番号

06 - 6397 - 3821

メールアドレス

sunleak@estate.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 8 月 17 日

届出者

氏名又は名称 大阪市淀川区宮原1丁目19番23号
住 所 株式会社 サンリーク
代表者氏名 代表取締役 中田 正幸



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャサンリーク 株式会社サンリーク		
住 所	大阪市淀川区宮原1丁目19番23号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ナカダ マサユキ 代表取締役 中田 正幸		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表取締役の変更	コヒガシ マサヒコ 小東 雅彦	ナカダ マサユキ 中田 正幸	令和 年 月 日
取締役の変更	ナカダ マサユキ 中田 正幸 タニ ツネアキ 谷 恒明	タニ ツネアキ 谷 恒明 クワグチ ケンジ 桑口 健二 キノシタ ナオキ 木下 直記	令和 年 月 日
監査役の変更	タケモト シュウイチ 武本 秀一	コバヤシ ユリ 小林 百合	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年8月17日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

大阪市淀川区宮原1丁目19番23号
株式会社 サンリーク
代表取締役 中田正幸



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市淀川区宮原一丁目19番23号
株式会社サンリーク

会社法人等番号	1200-01-055536	
商号	株式会社日本地中探査	
	株式会社サンリーク	昭和63年 4月30日変更
本店	大阪市淀川区西宮原一丁目8番14号	
	大阪市淀川区宮原一丁目19番23号	昭和63年 7月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和62年5月1日	
目的	1. 水道施設の漏水調査 2. 水道配管工事及び補修工事の設計・施工・監理 3. 水道施設に関するコンサルタント業務 4. 通信・ガス・電気・上下水道等埋設物の探査 5. ライフライン探査機器の販売・リース並びに輸出入 6. 測量業 7. 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理 8. 上記各号に附帯する一切の業務 平成19年 3月25日変更 平成19年 3月28日登記	
発行可能株式総数	800株	平成12年12月 1日変更
		平成12年12月25日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 260株	平成12年12月23日変更
		平成12年12月25日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金1300万円	平成12年12月23日変更
		平成12年12月25日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	取締役	中田正幸	平成27年 2月 1日重任 平成27年 2月 2日登記
	取締役	中田正幸	令和 2年 1月18日重任 令和 2年 2月10日登記
	取締役	小東雅彦	平成27年 2月 1日重任 平成27年 2月 2日登記
	取締役	小東雅彦	令和 2年 1月18日重任 令和 2年 2月10日登記
			令和 4年 5月30日辞任
			令和 4年 6月 3日登記
	取締役	谷恒明	平成27年 2月 1日就任 平成27年 2月 2日登記
	取締役	谷恒明	令和 2年 1月18日重任 令和 2年 2月10日登記
	取締役	桑口健二	令和 4年 5月30日就任 令和 4年 6月 3日登記
	取締役	木下直記	令和 4年 5月30日就任 令和 4年 6月 3日登記
	代表取締役	小東雅彦	平成27年 2月 1日就任 平成27年 2月 2日登記
	代表取締役	小東雅彦	令和 2年 1月18日重任 令和 2年 2月10日登記
			令和 4年 5月30日辞任
			令和 4年 6月 3日登記

大阪市淀川区宮原一丁目19番23号
株式会社サンリーク

	大阪府寝屋川市打上宮前町5番1-402号 代表取締役 中田正幸	令和4年5月30日就任 令和4年6月3日登記
	監査役 武本秀一	平成27年2月1日就任 平成27年2月2日登記
	監査役 武本秀一	令和2年1月18日重任 令和2年2月10日登記
		令和4年5月30日辞任 令和4年6月3日登記
	監査役 小林百合	令和4年5月30日就任 令和4年6月3日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	令和2年2月10日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年4月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和4年8月16日

大阪法務局北出張所
登記官

樽井克之



株式会社 サンリーク 定款

第1章 総則

(商号) 株式会社サンリーク

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道施設の漏水調査
2. 水道配管工事及び補修工事の設計・施工・監理
3. 水道施設に関するコンサルタント業務
4. 通信・ガス・電気・上下水道等埋設物の探査
5. ライフライン探査機器の販売・リース並びに輸出入
6. 測量業
7. 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理
8. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の発行)

第 9 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 10 条 当社の発行する株券は、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券、100 株券の 5 種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 11 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 13 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 14 条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 15 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 16 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 17 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 18 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 19 条 株主総会を招集するには、株主総会の日から 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 20 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 21 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 22 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 24 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 25 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 26 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 28 条 会社法第 329 条第 2 項の規定による補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 5 回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 30 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 31 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 32 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 33 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 34 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 35 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第 36 条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第 37 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 38 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 39 条 監査役の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 1 1 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第 43 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

（定款に定めのない事項）

第 44 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 サンリーク の現行定款に相違ありません。

令和 4 年 8 月 17 日

大阪市淀川区宮原一丁目 1 9 番 2 3 号

株式会社 サンリーク

代表取締役 中田 正幸

